

第二次宮城県再犯防止推進計画の概要について（案）



1 計画の策定趣旨

(1) 国の第二次再犯防止推進計画

- ・令和5年に国の**第二次再犯防止推進計画**が閣議決定
- ・重点課題「地域による包摂の推進」が設定され国、都道府県、市区町村の**役割が明確化**される
- ・**都道府県には市区町村支援、域内ネットワークの構築、市区町村では単独実施が困難な専門的支援が求められる**

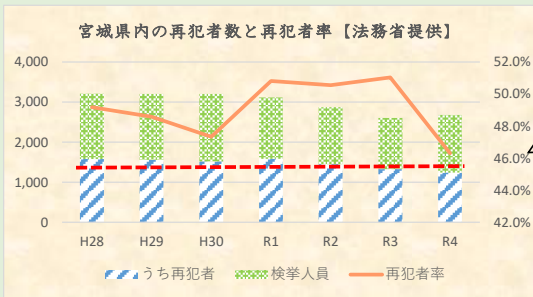
◎国の第二次再犯防止推進計画の7つの重点課題

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| ①就労・住居の確保 | ⑤民間協力者の活動の促進 |
| ②保健医療・福祉サービスの利用の促進 | ⑥ 地域による包摂の推進【NEW!】 |
| ③学校等と連携した就学支援 | ⑦再犯防止に向けた基盤の整備 |
| ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導 | |

(2) 宮城県再犯防止推進計画期間中の状況

- ・市区町村の計画策定支援や保護観察少年の雇用、啓発活動を展開
- ・令和4年度時点の再犯者数は1,241人、計画目標1,400人以下を達成中
- ・新型コロナウイルス感染症拡大以前の日常に戻る中、刑法犯認知件数は増加傾向
- ・県内再犯者率は50%前後で推移、認知件数の増加から再犯者数も増加する恐れ

「第二次宮城県再犯防止推進計画」の策定



計画数値目標「再犯者数を1,400人以下」を達成!

2 基本方針

3つの基本方針

- ・国の計画・本県の状況等を踏まえ下記の方針を設定

内容は一次計画から掘り置き

- ・地域の状況や社会情勢等に応じ、効果的な支援を実施していきます。
- ・再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心を醸成していきます。
- ・国及び市区町村、民間団体等と緊密に連携して取り組んでいきます。

3 重点課題

(1) 重点課題の変更点

◎宮城県再犯防止推進計画

- ①就労の確保に関する支援
- ②住居の確保に関する支援
- ③福祉サービスの提供による支援
- ④薬物依存を有する者への支援
- ⑤犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援
- ⑥非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援
- ⑦国及び市区町村、民間団体等との連携による支援

◎第二次宮城県再犯防止推進計画

- ①**地域における包摂的な支援【NEW!】**
- ②就労の確保に関する支援
- ③住居の確保に関する支援
- ④福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援（※）
- ⑤犯罪をした者等の特性に応じた再犯の防止等に関する支援
- ⑥非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援（※）福祉サービスの提供による支援と薬物依存を有する者への支援を一本化

(2) 県としての具体的な取組

- ・計画対象者を地域の一員として受入れる体制の整備・支援、市区町村職員の再犯防止に対する理解促進
- ・関係機関・団体とのネットワーク構築・強化による切れ目ない支援
- ・市区町村では単独実施が困難な事業の実施

- ◎市区町村再犯防止推進計画の策定支援を目的とした勉強会・セミナー等の開催、**矯正施設見学**等を通じた再犯防止意識の醸成
- ◎宮城県再犯防止推進ネットワーク会議を通じた関係団体との連携
- ◎**保護観察少年の雇用**を通じた社会復帰、就労定着支援

施設見学は全国初の取組となる予定 (R6.7月現在)

計画の進行管理や各団体との連携に活用

5名の雇用実績あり



4 目標

(1) 再犯者数

- ・国の計画では更なる再入率の低下を目標としており、宮城県も再犯者数の減少を引き続き目標として設定
- ・平成30年から令和4年までの過去5年間の平均減少人数63.2人を、第二次計画期間中も維持するものとして設定
- ・再犯者率は、初犯者の増減により変動するため、指標としては設定しない

1, 2 4 1 人 (令和4年) → **9 2 5 人以下** (令和11年)

(2) 市区町村の再犯防止推進計画の策定数【NEW!】

- ・対象者が地域の中で受け入れられる体制を整備するために、市区町村の再犯防止推進計画の策定数を目標として設定
- ・令和6年4月1日時点で**15市町が策定済み**
- ・多くの市町は地域福祉計画（※）に内包する形で策定
- ・地域福祉計画の策定数29市町（令和6年4月現在）を基準に策定

15市町 (令和6年4月) → 30市町村以上 (令和11年)

※地域福祉計画：地域住民等の参加を得て、地域生活の問題を明らかにするとともに、その解決に向けて多様な関係機関等と協議のもと、目標を設定、計画的に整備するもの。



市町の計画策定状況（15市町）
（令和6年4月1日時点）
仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市、多賀城市、栗原市、東松島市、大崎市、大河原町、亶理町、山元町、七ヶ浜町、南三陸町